

環 備 一 6 8 7

令 和 8 年 1 月 5 日

一般社団法人秋田県産業資源循環協会

会長 平野 久貴 様

秋田県生活環境部長

(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和7年12月22日付け環循規発第2512221号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

《担当》

秋田県生活環境部 環境整備課

廃棄物対策チーム 高橋

T E L 018-860-1624